

保育料徴収金額表（令和元年10月以降分）

（単位：円）

階 層		保育料（月額）							
		0～2歳児クラス 【右記以外の世帯】				0～2歳児クラス 【ひとり親世帯又は在宅障がい者世帯】			
		標準時間		短時間		標準時間		短時間	
区分	定義	基準額	半額	基準額	半額	基準額	半額	基準額	半額
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	AB	0	0	0	0	0	0	0
		B	0	0	0	0	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	0	0	0	0	0	0	0	0
C2	市民税所得割 33,300円未満	9,800	0	9,600	0	2,450	0	2,400	0
C3	48,600円未満	13,200	0	13,000	0	3,300	0	3,250	0
C4	50,900円未満	14,100	0	13,900	0	3,500	0	3,500	0
C5	63,600円未満	16,700	0	16,400	0	4,200	0	4,100	0
C6	78,600円未満	21,400	0	21,000	0	5,350	0	5,250	0
C7	97,000円未満	25,400	0	25,000	0	25,400	0	25,000	0
C8	117,300円未満	31,600	0	31,100	0	31,600	0	31,100	0
C9	138,300円未満	39,200	0	38,500	0	39,200	0	38,500	0
C10	169,000円未満	42,900	0	42,200	0	42,900	0	42,200	0
C11	183,300円未満	47,100	23,550	46,300	23,150	47,100	23,550	46,300	23,150
C12	228,900円未満	53,000	26,500	52,100	26,050	53,000	26,500	52,100	26,050
C13	301,000円未満	61,000	30,500	60,000	30,000	61,000	30,500	60,000	30,000
C14	346,600円未満	66,500	33,250	65,400	32,700	66,500	33,250	65,400	32,700
C15	346,600円以上	75,600	37,800	74,300	37,150	75,600	37,800	74,300	37,150

- 令和元年10月からの幼児教育・保育無償化により、3歳児クラス以上の児童（園を利用する年度における4月1日時点の年齢が満3歳以上の児童）の保育料は無償となりますが、世帯状況や階層によっては別途副食費がかかります（無償対象者には別途通知します）。
- 同一世帯（A階層の世帯を除く）から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校、稚部、児童心理治療施設通所部に入園又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合における徴収金額は、下記の表の左欄に掲げる児童につき、同表右欄に定める額とします。

C2階層から C15階層まで	児童順位		表適用欄
	①	最も年齢が高い児童（2人以上の場合は、そのうち1人）	基準額
	②	①以外の児童のうち最も年齢が高い児童（ " ）	半額
	③	①及び②以外の児童	0円

※保育料を計算する場合、配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄附金控除等は適用しません。

- 月の途中で入園又は退園した場合のその月の保育料の額は、基準額表の規定による額を日割りした額とします。
- 災害、病気その他やむを得ない事由により扶養義務者の収入または必要経費に著しい変動が生じたため、保育料を納入することが困難になった場合、「延納」及び「減免制度」などがありますのでご相談ください。
 なお、婚姻によらないでひとり親となった方に対する、死別、離婚によるひとり親家庭への寡婦（夫）控除の適用も、減免制度の対象となります。
 上記により保育料の免除を受けようとするときは、保育料の免除申請書の提出が必要になります。
- C2階層からC10階層までの世帯は、生計が同一のお子さんについて同時就園条件を撤廃し年齢が高い順に算定し、第2子目以降は保育料が無料となります。
- C2階層からC6階層までのひとり親世帯・在宅障がい者世帯については、第1子に対して基準額の1/4額の保育料を適用します。
 なお、上記金額表は既に適用済みの金額を記載しています。

詳しくは苫小牧市ホームページをご覧ください